

事 務 連 絡
令和 7 年11月25日

各都道府県 観光関係担当部局 御中

観光庁参事官（旅行振興）

オーストリアにおける添乗業務に関する留意事項について（周知依頼）

平素より海外安全対策に御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

先般、オーストリア・オーバーエスターライヒ州ハルシュタットにおいて、ツアー客に対する添乗業務に従事していた日本人添乗員がヘッドセットを付けて同業務を行っていたところ、オーストリア国内法（営業法第108条）で許可不要とされる添乗員業務ではなく許可が必要な観光ガイド業務を行っていたとして、現地当局に拘束され、日本人海外旅行者の安全な旅行に支障を来しかねない事例が発生しました。

令和5年（2023年）3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、旅行者がより安全に、安心して海外旅行ができるよう、旅行者に対する現地安全情報の提供の充実を図ることが掲げられております。日本人海外旅行者の安全性向上に資するため、各都道府県におかれましては、別紙についてご了知いただくとともに、渡航先の各国・地域の法令を遵守していただくよう、本件についてご周知方よろしく願いいたします。

【別添】

・外務省_邦人添乗員逮捕にかかる注意喚起

(別紙)

事案概要

●令和7年(2025年)10月9日、オーストリア・オーバーエスターライヒ州ハルシュタットで、同州警察による一斉摘発捜査が実施され、日本人添乗員1人を含む外国人添乗員2人、タクシー運転手1人が拘束された。

●日本人添乗員は、ヘッドセットを付けツアー客にレストランを案内していたところ、許可不要の添乗員業務ではなく、許可が必要な観光ガイド行為を行っていたと認識され、同州警察に拘束された。

●その後、同添乗員は行政処分として罰金が科され、警察で取り調べを受け、一晩拘留された後、国外退去処分となった。

(参考条文)

オーストリア営業法

第108条第1項

「観光ガイドは歴史的・芸術的・文化的遺産、社会的・政治的状况、スポーツ・文化イベント等を説明するための免許制の職業である」

第108条第3項

「添乗員は免許が必要ない職業であり、客に観光名所について指摘することを許される」

令和7年11月25日

観光庁
参事官(旅行振興)

外務省 領事局 海外邦人安全支援室長

オーストリアにおける添乗業務に関する留意事項
(旅行業関係団体及び都道府県への情報共有依頼)

平素より海外安全対策に御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

先般、オーストリア・オーバーエスターライヒ州ハルシュタットにおいて、ツアー客に対する添乗業務に従事していた日本人添乗員がヘッドセットを付けて同業務を行っていたところ、オーストリア国内法(営業法第108条)で許可不要とされる添乗員業務ではなく許可が必要な観光ガイド業務を行っていたとして、現地当局に拘束され、日本人海外旅行者の安全な旅行に支障を来しかねない事例が発生しました。

令和5年(2023年)3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、旅行者がより安全に、安心して海外旅行ができるよう、旅行者に対する現地安全情報の提供の充実を図ることが掲げられております。本事案について、貴庁から広く旅行業関係団体及び都道府県に共有することが日本人海外旅行者の安全性向上に資するという観点から、別紙について情報共有いただきますようお願いいたします。また、引き続き、渡航先の各国・地域の法令を遵守していただくようお願いいたします。

貴庁と連携し各国の現地情報等にかかる正確な情報発信をすることにより、安全・安心な海外旅行のための環境の整備に向けて官民一体となって取り組んでいければと存じます。

以上

(別紙)

事案概要

●令和7年(2025年)10月9日、オーストリア・オーバーエスターライヒ州ハルシュタットで、同州警察による一斉摘発捜査が実施され、日本人添乗員1人を含む外国人添乗員2人、タクシー運転手1人が拘束された。

●日本人添乗員は、ヘッドセットを付けツアー客にレストランを案内していたところ、許可不要の添乗員業務ではなく、許可が必要な観光ガイド行為を行っていたと認識され、同州警察に拘束された。

●その後、同添乗員は行政処分として罰金が科され、警察で取り調べを受け、一晩拘留された後、国外退去処分となった。

(参考条文)

オーストリア営業法

第108条第1項

「観光ガイドは歴史的・芸術的・文化的遺産、社会的・政治的状況、スポーツ・文化イベント等を説明するための免許制の職業である」

第108条第3項

「添乗員は免許が必要ない職業であり、客に観光名所について指摘することを許される」